

平成30年度第3回  
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：平成30年(2018年)11月6日(火)

13時30分～15時20分

場所：滋賀県庁 北新館 5A会議室

出席委員：

12名中10名出席

出席：前畑部会長、荒木委員、石谷委員、河本委員（代理 澤志氏）、菊池委員

籠谷委員、酒井委員、中村委員、西野委員、福原委員

欠席：石上委員、西田委員

議題：

- (1) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の改正について（答申案）
- (2) 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について（答申案）

配布資料

●委員名簿・配席表

【議題（1）関係】

- 資料1-1 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の一部改正（案）について
- 資料1-2 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の一部改正のスケジュール（予定）
- 資料1-3 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の改正について（答申）（案）
- 資料1-4 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」現行条文

【議題（2）関係】

- 資料2-1 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（答申案）の概要
- 資料2-2 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（答申案）
- 資料2-3 計画策定のスケジュール
- 資料2-4 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について（答申）（案）

- 参考資料 平成30年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

会議の概要：

- ・ 定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成 30 年度第 3 回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・ 事務局から、本日の出席委員は 12 名中 10 名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・ 自然環境保全課長から挨拶があり、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・ 各議題について審議がなされた。

## 議題（１）ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の改正について（答申案）

<事務局から資料 1 について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

保護対象の希少野生動植物と密接な関係にある種というのはどの辺の範囲まで考えているか。

例示のあったタナゴについての二枚貝というのは確かにわかるが、それ以外に今考えている範囲がどれくらいか。

事務局：

今具体的に想定されるものはタナゴについての二枚貝のみである。

種の保存法にも同様の制度があるが、環境省において現在指定している種はないと聞いている。

また、同様の規定を持つ他府県においても、実際に指定をしているところはない。

あまり範囲を大きく広げ過ぎると、県民の権利を大幅に制限する懸念もあるので、指定にあたっては十分に検討し、真に必要なものに限る必要があると考えている。

検討会において十分に審議した上で当審議会の意見も伺い、適切に指定したい。

委員：

今の質問に関連して、タナゴの産卵に関して対象となる二枚貝類ほどの程度の範囲で指定を考えているか。

例えば「イシガイ類」というような指定をするのか、あるいは例えばツカサ貝やエボシ貝といった種も明記したような指定をするのか。

事務局：

今後指定する保護区で保護対象となる希少野生植物種が何になるか、あるいはどういった地域になるかによって、その状況も変わってくると考えている。

特定の種のみしか密接な関係がなければその種を指定することも想定されるが、同じ種

類で複数の種がいるような場合であれば、趣旨からすると、必要な範囲まで広げて指定するという事も十分検討すべきと考えている。

しかし、あまり広げすぎると、という話もあるので、専門家の意見も聞きながら十分に検討していきたい。

事務局：

特に、委員もよくご存じのとおり、タナゴ類は種類によって寄主の選択性がかなり違って特徴がある。タナゴ類の生息地保護区の指定が、指定種そのものも少ないこともあり行われていない状況なので、仮定の話にはなるが、状況に応じて考えることとなる。実際、この枠組みを实际使われた事例は国、他自治体で未だないものである。今おっしゃっていただいたような予防的にイシガイ類や二枚貝という形で広く括るということも考えられるが、保護すべき希少種に対して、こうした上位分類群で指定する事例というのはほとんどない。外来種の場合はグループで括るとことはあるが。

であるので、これまでの事例からはかなり違った色合いも帯びてくる可能性がある。かなり慎重にしないといけない部分もあると考えている。

ただ、予防的な原則と非常に大事な。もしそういう状況に陥った場合には、皆様方の適切なお所見をいただいて、場合によっては冒険しなければいけないのかもしれない。

委員：

7ページの最後から2番目の行であるが、「希少野生動植物の個体の生息または生育に必要なものとして知事が指定する野生動物の「種」その他の物」という書き方になっており、そうすると特定の種ということになると思うので、イシガイ類等という話にはなりにくいのではないかと思うがいかがか。

事務局：

実際に指定する際にそうした議論が出てくると思うが、幅広い上位の枠組みで規制をかけるのか、あるいはそこに生息する二枚貝類を全部列挙するのか、方法はいろいろあるかと思う。

先行事例がないので十分に議論が必要と思うが、「その種その他の物」をどこまで解釈できるのかという検討の余地はあるかと思う。

実際にそのような事例が発生した時には十分に検討させていただきたい。

委員：

考え方としては、「その他の物」に他という概念も含まれると理解するという事でよいか。

委員：

これから検討されるということで。

委員：

今の話は、密接に関係する種の種数に関することだったと思うが、希少野生動植物種は希少であるが、例えばそれに関係する種が特に数も少なくなく、そこそこ数がいるような場合もあえてその捕獲を規制するようなことを設けるときに、何か数に関して、その設定をする際の基準等、何か検討していることはあるか。

事務局：

特に密接に関係する種として指定する場合、保護区に指定する際に保護対象種を公示する。同様に、知事が指定する密接な種も同時に公示することとなる。

保護対象種が公示されることにより、例えばタナゴがいるということは二枚貝もいると思った方が二枚貝を採りに行こう、というような捕獲圧が高い種もあれば、そうでない種もあると思う。

こうした捕獲圧の高さも密接に関連する種に指定するための考えの一つには入ってくると考えている。

事務局：

密接な関係のある種といった場合、希少性は問わない。どちらかという、生息生育地保護区という場所で、生き物の生息にとっての環境条件も届出制とし、環境をしっかり守っていかうという側面があり、その中のかかなり生物的な要素というニュアンスに近いのではないかなと思う。

そういう意味では、先ほど委員からご意見があった種という形で本当よかったかどうかと思わないこともないが、数によってどうなるかという話とは少し違うかと思う。

場合によっては、例えばタナゴがイシガイに卵を産むとする、そうしたときにイシガイを採ることは図らずもタナゴまで採ってしまい、生息を脅かすということになりかねないということもあるので、数の論議とはまた別の部分、守りたい種の生息環境条件を環境条件を維持するための規制というニュアンスが強くなってくると思う。

委員：

数に関しては特に議論しないけれど、対象となる場所ではその生育地や保護区に関する何か規定も設けないのか。

事務局：

ご質問の趣旨は、保護区を例えば指定するときに、知事が指定する密接な関連を持つものに関してはこういうものから選ぶというようなことをあらかじめしっかりと知っていたかどうかということ想定しているかということによろしいか。

委員：

あえて種に絞るといえるか、希少種とその直接に捕食するものや繁殖等に関連する種のみを指定し、例えば更にその餌等に繋がっていくので、結局その場所全体だったりとか、生態系全体を守っていないといけないとか、何かそれに対する対策をせずに、なぜそこなのかと思うが。

事務局：

環境を守るということであるが、こちらではいきなり届出制と入れているが、条例で土地の改変等の届出制に関する規定はある。

あくまで環境の条件を守る中で最低限必要な特に密接に関連する種を対象に今回は考えており、その密接に関連するというのが今は産卵場所とかいう話があったが、どこも密接に関連するかと、これがないとどうしても保護対象種を守れないのではないかと、という話が検討段階の中で出てくるのであればそこでしっかりと揉んでいきたい。

今のところ、どういう基準でそれを選ぶといったところまではまだ明確に定まっていない。

委員：

これからいろいろディスカッションして議論を深めるということか。

委員：

理解したが、システムの基準がちょっとよくわからない。

事務局：

実際に定める前に基準をどう当てはめていくか非常に難しいところであるが、条例の指定希少野生動植物種から始まった一連の生息生育地保護区の枠組みというのは、ある種を守ろうということから始まっており、その個体を守っているだけでは駄目だから生息地まで守る枠組みが国の法律でできた。県の条例では、ただ、その種を守るだけではなく一緒に住む生き物も保護対象種として守ろうと、特に保護対象種の中でそれとより密接に関わる物まで守ろうと、どんどん広げてきているが、委員おっしゃるのはそれならいっそのこと関係のあることは全て禁止にしてはどうかということまで多分いくと思うが、あくまでも出だしとしては、特定の種に対する指定でその個体だけでなく場所までということまでの枠組み。

一方で、実際に全面的な採集禁止であれば別の制度もあり、例えば、自然環境保全地域等の枠組みや自然公園の特別保護区等と同じようになってくるので、本来の趣旨で行けるところまで行くのはこの辺がぎりぎりかなと。

もちろん、判断するということはおっしゃったような何らかの基準があるが、定量的定性的に出せるかどうかというのは状況次第であるが難しく、そこまでまだ考えられていない。

委員：

その種の保護と生息地の保護の間ぐらいのものを多分想定されていると思うが、基準が難しいというのは想定する種が今限られていたからだと思うが、結局、そうするとその生息環境がよくわかっていて種に限られてしまうと思うので、その基準が曖昧なのがそれでいいのかどうか難しいと思う。

委員：

ここで議論を深めることも確かに大事なこともかもしれないが、この中で、県民が希少野生動植物にどれだけ理解を持っているかが一番大事だと思う。

8ページの地域等が指定されている中で、その住民や近隣住民がどれだけこれらを尊重し、大事にしているか、またこれに伴って周りがどれだけ理解できているかが一番大事。

ここでどれだけ議論をしても、住民の理解が無く踏みにじっているとしたら何にもならないと思うので、この辺を強調して宣伝していかないと前に進んでいかないと思う。

確かに全体的に保護していくことも大事かもしれないが、この繋がり云々も考えていけば、ある意味でそうしていかざるを得ない場所もあると思うが、やっぱり県民の理解が一番大事かと思う。

事務局：

基本的に生息生育地保護区の多くは、保護活動をされている団体があるところを指定している。

こうした団体が今後保護活動を十分やっていただくためにも今回の改正で保護対象種の捕獲等の規制等の実態に照らした改正を行い、より一体となって保護していきたいと考えている。

また、それ以外の地域に関してはおっしゃる通り周知がうまくできていないところもあるかと思うので、県民向けによく見えるような形でパンフレット等を作成し、改正内容も踏まえてより多くの県民に分かっていただけるよう周知していきたい。

委員：

11ページのところで保護増殖指針と、実施主体を民間でやっていただくという話と、どちらも非常に大切なことだと思うが、順番を確認したい。

保護増殖指針をすべての指定希少野生動植物種についてまず作って、民間で何かやる団体があったら、それに従ってということなのか、それとも民間で何かこういう団体があったらその都度、保護増殖指針を作ってやっていこうってということなのかどちらが先か。

事務局：

保護増殖指針についてすべての指定希少野生動植物種に対して定めるということは今のところ想定しておらず、実際に保護増殖活動をされているハリヨ、イチモンジタナゴについてまずは指針を作りたい。

また順番としては、施行後、県内で保護増殖活動をされているような種に対して保護増殖指針を策定し、その指針に則った保護増殖事業計画を提出いただき、指針に適合していれば認定する。

事務局：

このような認定制度を設けるとときに懸念されることとして、安易な保護増殖活動を助長するのではないか部分については、指針に沿わないものについては認定しないことで一定の抑制を図ることができるということのほか、認定を受けずに勝手にやるということについて

ては、保護増殖活動はほとんどの場合捕獲等をしないとできないが、それ自体は禁止行為であり許可が要るので、厳しい言い方をすれば、保護増殖活動をやっているという情報が入ればきっちり注意することにより、許可にあたり指針に沿った指導をできるという期待があり、保護、保全の適正化はその観点でも将来的には意図している。

## 議題（2）滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）について（答申案）

<事務局から資料2について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

簡易捕獲の手続きを進めた場合、実施手順としては市町が簡易の手続きで捕獲をして、その実績が県に報告され、それを検討委員がチェックするという順番か。

事務局：

個体数調整の場合捕獲は県が許可するため、市町が捕獲の計画を作成し、県が審議をするときに検討会を開くか開かないかであるので、捕獲後ではなく計画を立てた時点でチェックする。

委員：

計画を立てた時点で一応県がチェックをし、具体の作業を実施する場合は簡易手続きで捕獲作業をするということか。

委員：

おそらく今言われてるのは、今までのように10%削減する、しかし加害レベルが高いために見直し、20%まで削減するという簡易手続きをするのではないか。

最初から計画書出して、何頭捕獲する、という段階では簡易手続きは不要ではないか。

事務局：

10%の場合は有害捕獲に関してであり、また別にある。ややこしいが、個体数調整に関して部分捕獲20%について、これまで計画には載っていないが県として認める簡易手続きであった。市町が自ら計画し許可をする有害捕獲については、引き続き、群れの上限10%までというのは変わっていない。それ以上の捕獲をしたい、つまり群れの増減に影響が出るような捕獲については、県が許可を行う時の手続きとして、これまで市町が計画を立てたら、その計画を県が判断するときに、助言をいただくために検討委員会に諮っていた。

この検討委員会に諮るとというのが資料作成や日程調整に時日を要するなど、かなりのハードルであって、なかなか大きな捕獲ができない、捕獲すべき時期から大分遅れてしまうという要望等もあったので、群れの増減に影響する捕獲であるが全体の個体群にそれほど影響しないような捕獲であれば、速やかに県としても認めることができるような簡易手

続きを設けるということである。

委員：

加害レベルの高い地域に関しては、最初からより多い数の捕獲の申請ができる。

事務局：

はい。

委員：

遺伝的多様性の確保について、ミトコンドリアDNAを調べ、滋賀県には二つのグループで分かれており、その「確保」としているが、具体的に何を確保することを意図しているのか。

事務局：

現状わかっていることは多岐にわたっており、調査が進むにつれ詳細な遺伝子の分布がわかってくるが、掲載しているところと言うとこの二つのタイプについて、それぞれ守っていくというところである。

例えば、伊勢からの黒い濃いライン、これは群れの遺伝的な一部であるが、こちらのほうを全部捕獲してしまうとこの遺伝タイプのものがいなくなってしまう、遺伝的な多様性が確保できないので、全体捕獲や交流ができないような間飛びした分布にならないよう、配慮するということである。

委員：

おそらくそれも重要であるが、ミトコンドリアDNAでわかる遺伝的変異は、それぞれの大きなまとまりで分かれているという意味だと思うので、その交流は作らないというか、遺伝的組成が違うまとまりを維持するということと、一つのまとまりの中の多様性をどれだけ維持することが必要かというところが、遺伝的多様性を維持できるかどうかの本来の目的だと思うので、専門家の方が調べられると思うが、その中で近交弱勢が働かないのかどうか等の観点では。

委員：

そういうことだと思う。それは当然あるが、そういう意味では32ページの近隣府県のせめて接している近くの個体群の図をできれば付け加えると、よりわかりやすくなるのではないか。

事務局：

近隣府県と調整が必要であるので、検討する。

委員：

また詳細な解析等をされると思うが、個体数だけでなく、組成もわかってくるとどのぐ

らい個体群を維持できるかということをもう少し正確に把握できるのではないかと思う。

委員：

8ページに地域ごとの被害面積・被害金額を表にされている。そして、その被害を軽減するために、緩衝帯の整備や針葉樹林を整備するときに広葉樹を残していくとか、実の成る植物を残していくといった対策を挙げられているが、県内では甲賀の人工林比率は高い。湖北は人工林は40%あるかどうかである。にもかかわらず、天然林があるにもかかわらず湖北は被害面積・被害額が多い。甲賀のように人工林が多いところは被害が少ない。

サルの個体数は甲賀も湖北もそれほど変わりはないが、この数字は本当に信憑性があるのか。我々の湖北地域では、ご年配の方が畑作をやめている。畑をつくってもサルの餌を作っているだけであるので、作らなくなり生きがいなくなっている。

こうして作っていないから被害が出ていないので、被害が少なくなったという見方はいかにも短絡的ではないか。

ご年配の方が生きがいを持って畑作をできるようにしてあげないと、少しでもこのサル被害対策をやっているということにはならない。

本当にこの数字が正しいのか疑問である。特に人工林の率からすると逆のようにも思うが、この辺り、どういう感覚を持っているか聞きたい。

関係機関：

農作物の被害調査の把握方法であるが、各市町が集落の代表の方に被害状況等をヒアリングしたり、共済被害データを確認するなどし、市町ごとに被害の金額をご報告いただいている。そのため、市町によって若干把握の仕方にブレがあるところがあるので、必ず同じ尺度になっているか難しいところはあるが、県全体の被害の増減状況等は把握できる資料であると考えている。

事務局：

人工林に関しては7ページで、今ご指摘いただいた通り、一番多いところが甲賀管内の54%であり、関係性についてどこまで言えるかは難しいが、それぞれの調査方法に基づいて調査したもので必ずしもこれに上がっていない被害もあってくるような話もあるので、今いただいたご意見を参考に、これで被害が減っているからここは対策が必要ないと考えているわけではないので、市町と連携して対策を引き続きしていきたい。

委員：

議論として、里山に人工林を手入れする時に針広混交林化を進めていくとか果実のある実を残していこうとか、もう少し天然林を大事にしていくとかそういう論法から、サルが人工林なので里山に降りてきて悪さをするという、そういう言い方が果たして成り立つのかと疑問に思い申し上げているのであって、例えばもうサルの二世三世は全部里山を生活圏として生活しており、里山から里においてきて農作物を食べるのが自分のライフサイクルだと思っているサルがいる中で、里山を整備し、奥山に実の成る植物を植えたら里山から下りてこないのかと言うと、人間に東京まで車までいかずに歩いて行けということと同

じことで、誰も電車があるのにわざわざ歩く者はいないのと一緒に、こんなことをやってサルに対して本当に効果があるのか。

ただ、もちろんサルの逃げ込みやすい里山を綺麗に整備することは非常に大切なことだと思うし、やはり人間が怖いので、そういうことは当然必要だと思うが、ただ論法として人工林が多いと被害が多くなって、天然林が多いと被害が少なくなる方が自然のような感じがするが、この数字だと逆であり信じられないことを申し上げた。

委員：

固形観念を定着させると、確かにこういう考え方に定着してしまう。

サルに関して緩衝帯は多分ほとんど有効でないと思う。シカやイノシシに限っては、有効だと思うが、サルは平気で田んぼの真ん中に出てきたりするのでおそらく有効でない。

今言われたように、絶対に、人間が作った美味しいものを食べたサルは山の木の实を食べるはずない。人間でも美味しい方を食べる。

そういうことに加え、サルはご年配や女性を認識している。例えばご年配が多い過疎地の山間部等では多数出没する。

そういう方向で違った感覚で考えていかないと、絶対に被害は減らない。

であるので、今言われたように植林、天然林、広葉樹林、実のなる木という固定概念はもう外したほうがいいと思う。確かに他の動物には有効かもしれないが。

いろんな考え方があると思うが、この審議会の中に出るこうした懸念は、おそらく一般県民も持っていると思う。だから加害レベルが上がったり、感情論が入ったり等になると思う。

ご年配や女性等の弱者を認識しているのはもうまず間違いない。

事務局：

ご意見いただいた通りで、特に話の出た甲賀もかなり加害レベルの高い群れが多くあり、人慣れしてしまうと変えるのは難しいというご意見の通りだと思うので、生息域の状況に加え、人慣れの状況等にも応じた対策をしていく必要があると考えているので、24 ページに加害レベルごとにどういう対策をしていくか記載しているが、市町が計画を立てるときに、県とも協議をしていただきながらその群れに応じた適切な対策ができるように今後もご意見参考に進めていきたい。

事務局：

補足になるが、資料の記載が不十分で誤解を招いたかもしれないが、広葉樹林を確保するのはサルの餌を確保する点では有効かと思われること、人工林については人工林が駄目ということではなく、人工林が手入れされていないことがやはり問題と思っている。

それをもって例えば 22 ページの間伐実施状況の推移のグラフも入れている。

こうした間伐をきっちり進めることによって、人工林でもサルが住みやすい山になるのではと思っている。

やはり間伐をしないと日が当たらず草も生えない。間の広葉樹も育たないということで、サルを追い払ってもなかなかサルが住むような環境にはないということで、きっちり間伐

をすることによって草を生やし、間に広葉樹も生えてくることでこういったデータも含めて示したところであるが、資料の示し方に誤解があったかわからないが補足説明させていただいた。

委員：

その辺りは書きぶりの若干の見直しと、認識の見直しが必要な感じがする。

委員：

土山では2 mほどの獣害柵の上に電気柵を整備しており、かなり効果があって、市町の首長の獣害対策をどうにかしようという姿勢の表れである。湖北では、2 mの獣害柵だけで精一杯で、それに電気柵を通すことはほとんどしていない。

ただ旧西浅井町ではその上に電気柵を通してあるので、多分にサルの被害は少なくなっていると思うが、余呉から米原では獣害柵はあるけれども電気柵を通せず、農業被害はやっぱりなかなか少なくならない。イノシシやシカの害は少なくなっているが、やっぱりサルの被害だけは全く減っていかない。

農業共済組合の被害は3割以上の被害でないと農業被害として採択されないので、例えば10枚の田んぼを20%ずつやられたとしても、2枚の田んぼが全滅したことと同じであるが、被害としては取り扱ってくれないので、そういう実態も調べてあげていく必要があるということと、県財政は大変厳しい状況であるが、獣害柵の上に2重3重の電気柵を通すことも補助対象にしているのかもわからないが、もう少し事業者が事業に取り組みやすいような予算措置が必要である。

関係機関：

獣害柵に関して、従来のワイヤーメッシュのメッシュ柵を整備された後に、これまでサルが出てこなかったのに出てきたという場合には、新たな被害が発生しているということで、柵の強化費用に対して補助金を使うことは可能。

ワイヤーメッシュの柵に後付するような電気柵というのもメーカーが作られているので、そういったものも使いながら、追加でサル対策を行っていくこともできる。

実際の事業は各市町が持っている鳥獣被害防止対策協議会の方で実施されるので、市町にご相談いただくということで集落の方には市町からお伝えいただいているところ。

委員：

資料の42ページの引用文献の引用されているものが中身と違っていたりしないかというチェックをした方がいいと思う。

例えば32ページのII17のところ川本2008というものがあるが、引用文献のところでは英語で川本ら2007というものが該当するのではないかと思うが、そのあたりをもう一度チェックを入れた方がいいと思う。

事務局：

再度確認する。

※ 予定されていた議題の審議は終了し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の改正に係る答申については案のとおり承認された。

また、滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）に係る答申については一部修正が必要なものの基本的には承認された。部会長から本日委員から出された意見を踏まえ、答申案の一部修正については、部会長に一任願いたい旨の発言があり、出席委員から了承され、閉会した。